

\生ごみを減らしてエコライフを！/

生ごみ処理容器などの購入費を補助します！

問 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）

対象製品

- 生ごみ処理容器：細菌などの生物の活動を利用して、生ごみをたい肥にするコンポストなどの容器
- 生ごみ処理機：電気を利用して生ごみを乾燥させたり、細菌などの活動を促進させることで、生ごみを減量、たい肥にする機器

対象世帯

- 下記のすべてに当てはまる世帯
- 市内に住所を有し居住している世帯
 - 生ごみ処理容器などを設置できる場所があり、周辺に迷惑をかける恐れがないように処理できる世帯
 - 生ごみ処理容器などを使用して生産したたい肥を、自らの責任で適正に処理できる世帯
 - 市税などを滞納していない世帯

処理後のたい肥は
家庭菜園やガーデニングに



補助金額

- 購入金額の1/2
- 生ごみ処理容器：上限 3,000 円、2 基まで
 - 生ごみ処理機：上限 2 万円、1 基まで
- ※補助金額に 100 円未満の端数がある場合は切り捨て
※送料やフィルターなどの消耗品、設置に係る費用などは対象外
※予算額に達した場合は受け付けを終了

申請方法

- 下記のものを用意し、生活環境課に申請してください。
- 生ごみ処理容器などの購入が明記されている領収書
 - 設置後の写真
 - 振込先の銀行口座が分かるもの
 - 認印
 - 貸主などの承諾書（設置場所が借地となる場合）



詳しくは
こちら

国の児童手当が受け取れなくなった方へ

市独自の児童手当を支給します！

※令和 5 年度に限ります。

令和 4 年 6 月の児童手当制度改正により、右表の所得上限限度額を超えた世帯は、児童手当を受けることができなくなりました。

本市では、子育て世帯への公平な手当支給を行うため、児童手当を受けられない世帯に、市独自の「つくばみらい市特別児童手当」を支給します。

問 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4202）

| | |
|------|---|
| 支給額 | 対象児童 1 人あたり、月額 5,000 円 (令和 5 年 4 月分の手当から、支給対象となります) |
| 対象者 | 所得上限限度額を超え、児童手当（国制度）を受けられない方 ※市内に住民票があること ※公務員の方も対象 |
| 対象児童 | 中学校卒業までの児童（0～15 歳到達年度末まで） |
| 申請方法 | 受給を希望される方は、申請が必要です。 申請方法の詳細は、市ホームページをご覧ください。 |

また、毎年 6 月に提出していた現況届が、

- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 本市から提出をお願いした方

などを除き不要になりました（別途届出が必要になる場合があります）。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

| 税法上の 扶養親族数 | 収入目安 (万円) | 所得上限限度額 (万円) |
|---------------|--------------|-----------------|
| 0 人 | 1,071 | 858 |
| 1 人 | 1,124 | 896 |
| 2 人 | 1,162 | 934 |
| 3 人 | 1,200 | 972 |
| 4 人 | 1,238 | 1,010 |
| 5 人 | 1,276 | 1,048 |



児童手当（国制度）



つくばみらい市
特別児童手当

